

依頼者保護のための制度構築に関する問題

大阪大学 山下典孝

1. はじめに

民事司法の利用を機能あらしめるためには、その制度の信頼性を裏打ちする手段も重要となる。

本報告では、諸外国の依頼者保護制度の概要等を踏まえ、保険を利用した民事司法支援の1つとして依頼者保護のための制度構築に関する問題について検討する。

2. 海外での依頼者保護の制度の概要

(1) 弁護士賠償責任保険の加入

ドイツ、イギリス、フランス、ベルギーにおいては、弁護士賠償責任保険の加入が法律上義務づけられている。欧州弁護士会評議会では、加盟各国の弁護士会に対して所属する弁護士に対し一定額以上の保険金額の弁護士賠償責任保険への加入義務を勧告している¹。

米国では、弁護士全てに弁護士賠償責任保険（LPL insurance）に加入を義務付ける州、有限責任事業体として業務する場合に、保険加入を義務付ける州、保険加入の有無の開示を弁護士に義務付ける州等、州によって異なる取り扱いである。

カナダでは、アッパー・カナダ弁護士会、ケベック州弁護士会等では、弁護士賠償責任保険に加入することが義務付けられている。

(2) 依頼者保護基金等の制度

イギリスでは、弁護士賠償責任保険で填補されない損害については、ソリシタ賠償基金が存在し、それに対応されることとなっている。フランスでは、裁判等の法廷活動による資金の移動については、カルパ（Caisses de règlement pécuniaires des avocat, CARPA）と呼ばれる専用口座の利用が義務付けられている。依頼者からの預金についてもカルパが利用されることになるが、各弁護士会は、依頼者に対してカルパの預託された預金の返還を保証するための保険に加入することが義務付けられている。

アメリカでは、横領等、弁護士賠償責任保険では免責等になっている不正行為の場合には、依頼者保護基金制度が全州において設置されている²。カナダの各弁護士会でも、弁護士賠償責任保険では免責となされる弁護士の不誠実な行為によって依頼者に損害が発生した場合には、補償基金（Compensation Fund）から一定の補償を行う制度が完備している³。

ベルギーのブリュッセル弁護士会、リエージュ弁護士会では、1992年以降、弁護士の業務中の不誠実行為に因って生じた損害について、不誠実保険（Assurance indécatesse）という一種の信用保険の性質を有する保険に弁護士会が加入して、保険期間中保険金額1事件50,000ユーロ、1弁護士につき250,000ユーロを上限とする依頼者保護の制度がある。当該

¹ CCBE, Minimum standards for European Lawyers' Professional Indemnity Insurance, December 2004.

² 石田京子「ABA 依頼者保護基金模範規則・ABA 信託口座貸越通知模範規則の試訳」比較法学 43 卷 1 号 (2014 年) 174 頁。

³ 例えば、アッパー・カナダ弁護士会、ケベック州弁護士会においては、下記のウェブサイトを参照。

アッパー・カナダ弁護士会 (<http://www.lsuc.on.ca/with.aspx?id=1143>)

ケベック州弁護士会 (<http://www.barreau.qc.ca/en/public/protection/fonds-indemnisation/>)

【平成28年度大会】

シンポジウム

報告要旨：山下 典孝

不祥事を行った弁護士が依頼者に対して賠償資力がないこと、当該弁護士に対する懲戒処分
の開示等が給付要件となっている⁴。

3. 日本の状況

弁護士賠償責任保険は任意加入である（但し8割近くが加入）。故意免責や、認識ある過失免責条項に該当する場合には賠償責任保険金の支払はできない。その場合の弁護士会独自の基金による補償制度はない。

もっとも、一部の弁護士会においても、単位会が保険契約者兼記名被保険者となり、後見監督業務等の推薦候補者となる単位会所属弁護士を被保険者とする弁護士賠償責任保険の追加担保特約として、所属弁護士の不誠実行為に基づき、単位会が記名被保険者として賠償責任を負う場合に、当該賠償責任について保険金で填補される保険商品が開発された。これは司法書士会の外郭団体である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおける身元信用保険契約に代替する補償制度に対応するものである。

また日本弁護士連合会リーガル・アクセス・センター（以下「日弁連LAC」という）を介して利用される権利保護保険（弁護士保険）において、同保険を利用して各弁護士会が紹介する弁護士については弁護士賠償責任保険の加入義務付け、その他質の確保等の要件をはかり依頼者保護のための制度設計の取組がすすめられている。

弁護士会自体が加入する弁護士賠償責任保険は、弁護士会が依頼者に対して弁護士を紹介するという関係にあることから、弁護士の不祥事に対して、不適切な弁護士を紹介したことを理由として当該弁護士会が依頼者から選任監督責任を追究された場合に備えて保険対応しているものと考えられる。しかし、この制度は、弁護士会が依頼者に弁護士を紹介していない場合には、保険対象とはならない。また弁護士会に選任監督責任が認められなければ、法律上の責任がないこととなり、保険適用もないことになる。また日弁連LAC制度を介しない事案においては依頼者保護の問題については、依然、課題となる。

近時、弁護士が依頼者らの財産を着服する不祥事が相次いでいることを受け、日本弁護士連合会が救済措置として「依頼者保護給付金制度」の導入を検討していることが新聞等において報道された⁵。もっともこの依頼者保護給付金制度の導入に関しては、真面目に執務を行っている弁護士が支払っている弁護士会の会費で横領弁護士の賠償を補填するのは合理性がない、等の批判が根強いようである⁶。

4. 本報告での中心課題

弁護士賠償責任保険で填補されない損害について、諸外国における状況を踏まえて依頼者保護基金またはベルギーのような独自の信用保険制度を導入することの妥当性をまず検討する。

次に、わが国において制度を導入する場合に、既に日本弁護士会連合会でも検討されている依頼者保護給付基金制度に関する法的問題、特に保険業法2条1項の「保険業」に該当するかという理論的な問題を検討することにしたい⁷。

⁴ 山下典孝「法律専門職業人賠償責任保険における一考察」青竹正一先生古稀記念論文集『企業法の現在』（信山社、2014年）593頁、594頁参照。

⁵ 読売新聞2016年8月6日東京朝刊38頁、朝日新聞2016年8月23日東京朝刊1頁。

⁶ 前掲・読売新聞38頁、前掲・朝日新聞1頁。その他、個別の弁護士によるウェブサイト等においても同様な反対意見が表明されている。

⁷ 保険業法第2条1項柱書は、「この法律において『保険業』とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第3条第4項各号又は第5項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。」と規定する。